

市第 129 号議案 横浜文化体育館再整備事業の民間収益事業用地における 汚染土壌の処理に係る損害賠償額の決定

1 趣旨

横浜文化体育館再整備事業において、民間収益施設の事業用地から、平成27年12月に市が行った事前調査では検出されていなかった汚染物質（ヒ素）が建設工事中（令和5年1月着手）に検出されました。当該汚染物質の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、工事事業者である民間収益事業者が、令和5年3月末までに適正な処分を行いました。

本処分に係る実費について、民間収益事業者と締結した定期借地権設定契約書に基づき負担するものです。

2 損害賠償(処分実費)の額

33,751,135 円（税込）

（内訳）

単位：円

名称	数量	単位	単価	金額
試験費	1	式	1,050,500	1,050,500
杭工事発生土処分費	1620.5	m ³	3,300	5,347,650
土工事発生土処分費	2007.0	m ³	12,100	24,284,700
合計（税抜）				30,682,850

3 相手方

スターツコーポレーション株式会社（東京都中央区日本橋三丁目4番10号）

【参考】

（経緯）

平成 27 年 12 月	市が「横浜文化体育館再整備に伴う土壌汚染概況調査」等を行った結果、民間収益事業用地の予定地から土壌汚染は検出されなかった。
平成 29 年 3 月	横浜文化体育館再整備事業（以下、「本事業」）の入札公告を実施し、土壌汚染状況等を記載した要求水準書を市ホームページ上で公表した。
平成 29 年 9 月	株式会社フジタグループ（構成員としてスターツコーポレーション株式会社（以下、「スターツ」）が参画）を本事業の落札者として決定した。
平成 29 年 12 月	本事業の事業契約締結（構成員としてスターツを含む）
令和 5 年 1 月	スターツと定期借地権設定契約を締結、建設工事着手
令和 5 年 2 月	スターツによる建設前の土砂検定により、本件土地から汚染物質が検出されたため、市に報告。
令和 5 年 3 月	スターツは汚染土の除去工事を完了させ、除去工事費用として 33,751,135 円（税込）を支出した。

(施設概要)

◇「ホテル コメント 横浜関内」 概要

所在地	横浜市中区不老町2丁目7番2
敷地面積	957 m ²
延べ面積	4545.23 m ²
階数	地上7階建て
高さ	29.2m
構造	鉄骨造
用途	3階～7階 客室 (116室 (11タイプ)) 2階 レストラン 1階 フロント、大浴場

◇配置図・外観写真

